

令和7年3月21日

転入教職員 各位

十島村教育委員会
教育長 木戸 浩

十島村に転入する教職員の「待合所」及び鹿児島本港南埠頭
における見送りについて（依頼）

標記の件については、例年十島村役場及び港湾関係者の御厚意により、岸壁における見送りが許可されているところです。

「フェリーとしま2」用フェリーターミナルについては、埠頭の広さが限られており、狭い範囲に大人数が集まることになると、事故発生の恐れがあります。

更に人の密度が高まることで、現在もまだ流行が続いているインフルエンザ等の感染症拡大リスクを高めてしまうことも予想されることから、見送りに関しては、下記のとおり御協力をいただくこととしました。

つきましては、十島村の各義務教育学校への赴任に係る港での見送り等に当たり、下記に十分配慮し、遵守していただくようお願いいたします。

記

1 見送りの範囲

見送る方々の範囲については、原則として家族やこれまでの勤務校の職員でお願いします。その他の方々の見送りについては、学校等で行うようお願いします。

どうしても港まで行かなければならない理由がある場合であっても、港における安全確保のために、見送りの人数は最低限になるよう十分な配慮をお願いします。

なお、これまでの勤務校の保護者や児童生徒については、転落や事故等の未然防止及び出航が深夜に及ぶことによる児童生徒の健康を配慮し、港における見送りを自粛していただくよう要請してください。

2 配慮事項

○ 紙テープの使用は禁止されています。

○ 船内への横断幕の設置は禁止されています。また、極少人数の見送りであっても、インフルエンザ等感染症の拡大防止の観点から、離岸の際等に大声を発すること、校歌等を合唱すること等については、控えるようにし、静粛な見送りをお願いします。

○ マスク着用については自己判断としますが、港にお越しの際はできるだけマスク着用をお願いします。

なお、乗船される方については、本人及び家族であっても、当日に発熱又は風邪の症状がある場合には、必ず医者診断を受けその指示を仰ぐようお願いいたします。